

## 長野県人権政策審議会の傍聴について

### 1 傍聴の手続きについて

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、傍聴したい旨を伝えて、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

### 2 傍聴者の遵守事項

次の行為に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) その他、審議会会長の指示に従ってください。